

## 規制シート(様式)

160194701410003

平成29年5月8日

規制の名称	職業安定法	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	職業安定法(昭和22年法律第141号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	職業安定局 派遣・有期労働対策部需給調整事業課長 松本圭
規制目的	雇用対策法(昭和41年法律第132号)と相まつて、公共に奉仕する公共職業安定所その他の職業安定機関が関係行政庁又は関係団体の協力を得て職業紹介事業等を行うこと、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、もつて職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可が必要であること 等	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できるよう、届出要件の廃止の措置等(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号)による改正)	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	社会経済の変化に伴い、職業紹介事業や募集情報等提供事業等、求職者や求人者が利用する事業の多様化が進む中、求職者等が不利益を被るなどの不適切な事案に対して的確に対応していくことはもとより、求職と求人とのより適切かつ円滑なマッチングを進めていくことが求められているため。	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	職業紹介等に関する制度について、その機能強化と求人情報等の適正化を図るため、ハローワーク等が労働関係法令違反の求人者等からの求人を不受理とすることができる制度の強化、虚偽の求人申込みに係る罰則や募集情報等提供事業に係る指導監督権限の創設を行うとともに、求人票等で明示した労働条件を変更しようとする場合等に、変更内容等の明示義務を課す。(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号)による改正)		
見直し条項	雇用保険法等の一部を改正する法律附則第12条第1項		
次の見直し時期	平成34年度		